

男女共同参画推進条例施行費及び男女共同参画理解促進費の概要

1 男女共同参画会議の運営

(1) 会議の役割

条例に基づき、男女共同参画に関する政策及び重要事項を審議する機関であり、県男女共同参画計画の策定（第9条）及び進行管理や施策の推進状況のチェックも行う。

(2) 委員 10名

(3) 検討内容

第2次男女共同参画計画(中間改定)の進行管理及び県の関連施策の推進状況、年次報告の確認等（年2回程度開催）

※ 過去の開催状況等は県のホームページの「男女共同参画会議」で公開。

2 男女共同参画推進委員（苦情処理機関の運営）

(1) 設置 平成14年10月1日

(2) 申出の対象 県の施策に対して苦情がある場合、性別による差別的取扱い等により人権が侵害された場合

(3) 申出できる者 県民（代理可）及び県内に所在する法人その他の団体

(4) 委員 3人（学識経験者、弁護士で構成）

3 市町男女共同参画担当者会議

(1) 目的

市町の男女共同参画行政担当者が一堂に会し、社会経済環境に的確に対応した男女共同参画への知見を深めるとともに、県と市町との連携を強化し、地域の特性に応じた施策を効果的に行う。

(2) 内容 ・男女共同参画及び女性活躍推進に係る国の施策について

・県計画及び県の関連施策について

・各男女共同参画センターの取組について

・市町等意見交換

(3) 対象 ・各市町男女共同参画担当課長及び担当職員

・各地方局総務県民課長及び男女共同参画担当者

・県内男女共同参画関係機関（センター）

(4) 開催時期 平成30年5月30日（水）

4 市町男女共同参画推進学習支援事業

市町が実施する男女共同参画に関する学習会等（市町の男女共同参画推進施策検討等を含む）について、県内有識者や県職員をアドバイザーとして派遣し、男女共同参画の理解を促進する。

- (1) 対 象：市町が主催又は共催する職員又は地域住民向けの学習会
- (2) テーマ(例)：愛媛県の男女共同参画の現状、ひめボス等

【事業実施状況】

- ・ 30 年度：10 市町（今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、久万高原町、鬼北町、愛南町）
- ・ 29 年度：8 市町
（新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、久万高原町、鬼北町）
- ・ 28 年度：9 市町
（今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、久万高原町、松野町、鬼北町）

5 男女共同参画推進地域ミーティング開催事業

(1) 概 要

地域のリーダーが参集し、地方局職員や市町職員とともに男女共同参画社会づくりに向けた地域の課題について、様々な立場から検証し、解決策を見出し、実践していくためのミーティングを開催することによって、地域における男女共同参画社会づくりを一層推進するとともに、若い世代も交えた気運の醸成を図る。

- (2) 実施主体 各地方局男女共同参画推進班（管内市町と共催）
- (3) 内 容 講演、グループワーク

6 男女共同参画社会づくり推進県民大会の開催

県民の意識啓発のため男女共同参画週間中に大会を開催する。

- (1) 開催日時 平成 30 年 6 月 20 日（水） 13：30～15：30
- (2) 開催場所 ひめぎんホール サブホール
- (3) 内 容 基調講演『一人ひとりが輝く「あさ」を迎えるために』
講 師：大森 美香さん
対 談 「ひめボスグランプリ受賞例から学ぶ」
出演者：木曾 千草さん
（能力開発システム研究所代表取締役、ひめボス講師）
西野 雅史さん
（アビリティセンター株式会社松山オフィスリーダー）

平成 30 年度えひめ女性活躍加速化事業の概要

事業内容

1 ひめボス宣言事業所推進事業

専任のひめボス推進アドバイザーを設置し、事業所訪問による宣言事業所の拡大・深化を図り、具体的な取組を促進する。

○アドバイザー数 1名

○アドバイザー派遣数 250 事業所(新規 150 事業所・フォローアップ 100 事業所)

2 ひめボスブラッシュアップ事業

経営戦略としてのひめボスの具体化に意欲ある事業所を公募し、コンサルティングを実施することで成功モデルを推進し、終了後も自走できるような組織づくりに取り組む。また、成功モデルは事業所間で情報を共有し、ひめボス全体の活性化、ひいては女性活躍の拡大・加速化や地域活性化を図る。

○対象事業所数 3 事業所

3 ひめボスマンター制度推進モデル事業

県内の大半を占める中小事業所の要望を受け、ひめボス宣言事業所を対象に、組織・職種の枠を超えたオリジナルのメンター制度を構築する。これまでに養成した女性リーダー等をメンターとして活用し、メンターの有するキャリアとメンティが目指す目標等を考慮し、マッチングする。

○メンター これまで育成したメンター等をひめボス宣言事業所から推薦

○メンティ 管理職候補者等をひめボス宣言事業所から推薦

○マッチング数 30 組程度

○面接回数 1 組につき、年 3 回まで

4 ひめボス交流会開催事業

ひめボスブラッシュアップ事業やひめボスマンター制度推進モデル事業の成果を発表する場を設けることで、「一時で終わらない、受け身で終わらない、自社(自分)だけで終わらない」よう仕組み化し、他事業所での事例の活用を促進するとともに、女性とトップとの交流の輪を広げ、企業間の情報共有を図る。

○時期 平成 31 年 2 月

○参加者 ひめボス宣言事業所トップ・経営陣、メンター・メンティ等約 200 人

○会場 ひめぎんホール サブホール等

○講師 日本経済新聞社編集委員 石塚由紀夫(例)

5 未来のひめボス育成事業(ゼロ予算事業)〈県事業〉

愛媛大学と連携して講義を行うとともに、松山大学との共催セミナーを開催し、未来のひめボスを育成する。

愛媛県男女共同参画センターの概要

1. 施設機能

女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じ、男女共同参画の推進を図るために必要な業務

(1) 各種の研修及び相談の実施

※相談専用TEL：089（926）1644

一般相談 火～金 8：30～18：00

土・日 8：30～17：00

心理相談 月4回 13：00～17：00（臨床心理士）

法律相談 月3回 13：30～15：30（弁護士）

(2) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供

(3) 配偶者暴力相談支援センターとしての業務

2. 場 所 松山市山越町450番地

TEL：089（926）1633

3. 施 設

- 1階 男女共同参画センター事務室、館長室、特別室、総合相談室、ワーキングルーム、託児室、消費生活センター事務室、展示啓発コーナー、コミュニティサロン、団体連絡室、印刷室、ミーティングルーム、休養室、多目的ホール
- 2階 図書情報資料室、視聴覚室、第1、第2会議室、第3（円卓）会議室、相談室、テスト室
- 3階 研修室、レクリエーション室、茶室、和室、作業室

4. 運 営 平成18年4月～ 指定管理者（（公財）えひめ女性財団）が運営

5. 開 館 9：00～17：00（但し、貸館は21：00まで）

6. 休 館 毎週月曜日（休日の場合は翌日）、休日、年末年始（12/29～1/3）

7. 併設施設 愛媛県消費生活センター

【参考 （公財）えひめ女性財団について】

（公財）えひめ女性財団は、男女共同参画社会の形成に向けた県民への意識啓発や学習支援、家庭・地域・職場づくりの促進及び男女共同参画センターの管理運営を行う。

○主な事業

- ・男女共同参画センター管理運営事業（研修業務・相談業務・貸館業務等）
- ・調査研修助成事業
- ・えひめ男女共同参画フェスティバル開催事業
- ・男女共同参画こらぼねっとわーく開催事業
- ・えひめ女性財団出前講座開催事業

DV防止対策推進事業の概要

1 目 的

切実な社会問題となっているDVの根絶に向けて、DVの相談機関等で構成するDV防止対策連絡会及び学識経験者等が県の施策に対し提言等を行うDV防止対策推進会議の開催や、DV防止啓発資料の作成、研修会・出前講座への講師派遣などに取り組むほか、近年若者の間で起こっているデートDVの未然防止に向けて、高校生や大学生等を対象とする講座や中学校・高校教職員向けの研修を行うことにより、DV防止対策の一層の充実を図る。

2 事業内容

(1) DV防止対策推進会議

開催時期 平成30年6～7月、平成31年2月 計2回開催

委 員 10名

内 容 ドメスティック・バイオレンスの防止に関する県の施策への提言等

(2) DV防止対策連絡会

① DV防止対策連絡会（定例会）

ア 開催時期 平成30年5月15日（火）

イ 参加者 県関係各課、警察本部犯罪被害者支援室長、警察本部人身安全対策室長、男女共同参画センター館長、松山市男女共同参画推進センター館長、各市町担当課長、松山地方法務局人権擁護課長、日本司法支援センター愛媛地方事務所長、松山地方検察庁統括捜査官等 計37名

ウ 内 容 各相談機関において連携が必要な事例の検討、情報交換等

② 地域ブロック別担当者会（各地方局単位）

ア 開催時期 平成30年7月～8月上旬

イ 参加者 各地方局地域福祉課、健康増進課、管内市町、管内警察署、各種支援団体等関係機関の担当者 等

ウ 内 容 担当者のスキルアップ及び連携を強化するためのワークショップ、意見交換 等

(3) DV防止啓発資料作成事業

① DV防止啓発パンフレットの作成

ア 部 数 8,000部

イ 配布先 市町、警察本部、各相談機関等を通じ一般向け配布・研修等で活用

ウ 内 容 DVとは、DVのサイクル、Q&A、DVが与える影響、DV法について、

条例及び基本計画の概要、配偶者暴力相談支援センター連絡先、機
関連携について 等

② 医療関係者向けDV防止啓発リーフレットの作成

ア 部 数 9, 000部

イ 配布先 医療機関、看護師等養成所、保健所等

ウ 内 容 DVについて、暴力の形態、配偶者暴力相談支援センターの連絡先、
医療関係者の役割、DV被害への対応の流れ（問診・予診、診察・
記録、診断・リスク評価、通報・情報提供）、DVに関する相談機
関の連絡先 等

(4) 研修会への講師派遣事業

DVを発見する可能性の高い医療関係者や社会福祉関係職員等を対象とした研
修会に講師を派遣することにより、通報、情報提供、被害者保護についての理解を
促進するとともに、地域や職場における研修（出前講座）に講師を派遣すること
により、あらゆる場における県民に向けたDV防止啓発に努める。

① 対 象 一般県民、医療・救急関係者、教育関係者、社会福祉関係者 等

② 内 容 男女の人権の尊重、DVの防止、通報や情報提供に関する法の規定
とその趣旨、被害者保護 等

(5) 若い世代に対するDV未然防止講座開催事業

大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたDV未然防止講座を開
催し、DVに対する正しい認識と男女が対等でお互いの人権を尊重できる関係につ
いて学ぶ機会を提供することにより、若い世代が将来にわたってDVの加害者にも
被害者にもならないよう啓発に努め、併せて教職員や保護者の理解も深める。

① 対 象 県内の大学・短期大学、専修学校等の学生、高校生等 5校

② 内 容 デートDV防止啓発資料をもとに、講演や質疑応答を行うほか、開
催校の生徒によるDVを題材とした寸劇や、講師・生徒・教職員・
保護者による意見交換会など参加型の講座内容とする。

③ 講 師 人権擁護委員、えひめ女性財団職員 ほか

(6) 中学校・高校教職員に対するDV未然防止教育研修事業

県内中学校及び高校において、教職員を対象として、DVに関する学習の進め方
等について学ぶ研修を実施し、学校におけるDV未然防止教育の実施を促進する。

① 対 象 県内の中学校・高校等の教職員 各3校程度で開催

② 内 容 県が作成するDV未然防止教育に関する資料（教材）をもとに、講
演を行う。

③ 講 師 えひめ女性財団職員 ほか

(仮称) えひめ性暴力被害者支援センター概要 (案)

- 1 実施主体 愛媛県 (公益財団法人えひめ女性財団に運営委託)
- 2 設置場所 県男女共同参画センター (松山市山越町450)
※非公開とはしないが、電話番号のみを広報し、面接は予約制とする。
- 3 開設時期 平成30年8月
- 4 業務体制
 - (1) 所長 : 1名 (県男女共同参画センター館長兼務)
 - (2) チーフ支援員 : 1名 (専従の相談・支援統括)
 - (3) 支援員 : 2名 (非常勤支援員8名程度のシフト制)
- 5 業務時間 週5日 (火曜日～土曜日) 9時～17時
※上記開所時間外はコールセンターによる電話相談対応

【外部委託】

- ・内閣府モデル支援事業実績を持つダイヤル・サービス (株) (東京都) への委託を想定
(委託実績: 岐阜県、広島県、山口県、徳島県)
- ・急性期 (被害直後から72時間以内) 対応が必要な場合は、チーフ支援員、支援員等へ連絡。
それ以外は、看護師等による医療アプローチや心理カウンセラー・弁護士等による電話相談対応。

6 業務内容

(1) 被害者相談支援運営・機能強化等

- ① 相談 (電話・面接)
 - ・チーフ支援員、支援員等2人以上で対応 ※面接は要予約
 - ② 支援員養成研修
 - ・実務研修 (支援員実務のために講師を招聘して実施)
※二次被害防止等研修、ロールプレイ及び実践的ケースカンファレンス等の実施
※全12講座、6日間
 - ・全国研修参加
※性暴力救済センター全国連絡会の全国研修会、会議・研修への参加
【大阪】専門相談
 - ③ 支援員受傷対策
 - ・臨床心理士によるカウンセリング
 - ・事例検討会
 - ④ 同行支援
 - ・チーフ支援員、支援員等2人以上で対応
※産婦人科医・警察・臨床心理士・弁護士等の関係機関へ同行
 - ⑤ 広報・啓発
 - ・リーフレット、シール等作成、HP、広告掲載等
 - ⑥ 連携機関会議等
センターの円滑な運営や機能強化を図るため、警察や医療機関等の関係機関との連携会議や協議会の開催や、関係者を対象とした研修の実施。
 - ⑦ 法的支援
弁護士等への相談
- (2) 医療費等公費負担 (やむを得ない事情により警察に相談できなかった場合)
- ・産婦人科等医療費
※初診料、診断書料、緊急避妊措置、検査費用、人工妊娠中絶費用
※原則として同行支援により実施
 - ・カウンセリング費用